

## 太田市インターンシップ実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太田市（以下「市」という。）が太田市役所（以下「市役所」という。）において実施するインターンシップに関する基本的事項について定めるものとする。

### (インターンシップ実施の目的)

第2条 インターンシップは、学生が就業体験を通して市の魅力を発見し、市政への理解を深めるとともに、市政に関心を持つ学生の就労意欲を高め、市職員の人材確保や市役所の活性化につなげることを目的として実施する。

### (対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）の学生で、市政に関心を持ち市へ就職を志望するものとする。

### (受入手続)

第4条 インターンシップを希望する学生が在籍する大学等の代表者は、太田市インターンシップ受入申込書（様式第1号）、太田市インターンシップ希望調書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）及びインターンシップ実施に関する協定書（様式第4号）2部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、学生の受入れの可否を決定し、太田市インターンシップ受入決定通知書（様式第5号）により当該学生の在籍する大学等の代表者に通知する。

3 学生の受入れを決定した場合、市は、当該学生が在籍する大学等にインターンシップ実施に関する協定書1部を返送することにより、協定を取り交わすものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた大学等の代表者は、受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対し、誓約書の記載事項その他インターンシップの実施に当たり遵守すべき事項について指導しなければならない。

### (実習期間)

第5条 実習期間は、おおむね5日間以内とし、受入状況により市長が決定する。

### (実習生の身分)

第6条 実習生は、市職員としての身分を有しないものとする。

### (報酬等経費の負担)

第7条 市は、実習生に対して、報酬、賃金、手当その他一切の経費の負担を行わない。

(実習生の服務)

第8条 実習生は、市職員の指示に従うとともに自己の健康管理に努め、実習の目的達成のため実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 実習生は、市の業務内容及び市の相手先に関する情報に関して実習を通じて知り得た秘密について、実習期間中はもとより、実習終了後も他に漏らしてはならない。
- 4 実習生は、前項に規定する秘密に係る報告書、論文等を書いてはならない。
- 5 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。
- 6 市は、実習生が前各項の規定に反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

(実習に係る事故責任等)

第9条 実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が故意又は過失によりインターンシップ実施に関する協定書の規定に反する行為を行ったときは、大学等は、市及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習結果報告等)

第10条 市は、大学等が実習生の実習結果等について報告又は証明を求めたときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。